

新型コロナウイルス感染症に伴う大田区コミュニティバスの特例措置について

1. 経緯

- 大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」は平成21年10月から試行運行を開始し、令和元年7月から本格運行へ移行した。
- 毎年、収支欠損額を出しており、区が予算の範囲内で補填している。



平成29年度に試行運行から本格運行へ移行する条件及び本格運行を継続する条件を下記のとおり設けた。(赤字が今回、追加箇所)

2. 区の方針

【運行条件】

- 本格運行移行条件は収支率50%以上(平成30年度の収支率が50.4%で達成)
- 本格運行継続条件も収支率50%以上
- 試行運行は2019年度(令和元年度)までとする。(令和元年7月から本格運行開始)

条件の根拠は以下の4点

- 大田区補助金適正化方針に「補助金は区民等の主体的活動や自立的運営を支援するために交付するものであり、補助金に依存する事業運営になってはならないことから、補助率の上限を、原則、補助対象経費の1/2とする。」と記載されている。
- 本格運行への移行条件及び継続条件として、収支率50%を基準としている自治体が多い。
- コミュニティバスは地域が支えるバスであるため、地域に相応の努力が求められる。
- 地域間における公金投入の不公平是正

【運用方法】

・試行運行時

条件を達成した時点で本格運行へ移行する。

・本格運行時

継続条件が適正に運用されているかを毎年確認する。利用実績について地域に随時報告し、2年目から4年目までに収支改善に向けて対策を行い、5年目で休廃止の最終判断を行う。

【特例措置】

感染症等の影響で利用者が減少し、人為的な取り組みでは利用率を向上させることが困難な事象が発生した場合には、当該年度を運行継続条件の対象外とすることとする。

3. 新型コロナウイルス感染症に伴う運行収入及び利用者数の減少について

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年度の利用者数及び運行収入は前年度実績と比較しそれぞれ40.7%、38.4%減少した。

【令和2年度対前年輸送実績】

	利用者数	運行収入
令和元年度	73,201人	8,747,152円
令和2年度	43,384人	5,384,691円
減少数	減収額	-29,817人
対前年減少率	40.7%	38.4%



■本格運行移行後は、4年連続で収支率50%を切ると休廃止となる。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数及び運行収入は前年度と比較し大幅に減少し、収支率は29.1%であった。また、緊急事態宣言発令の影響が大きく収支率50%達成を更に困難な状況にした。そこで、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み特例措置として本格運行継続条件の対象外とする。

⇒よって令和3年度を本格運行継続条件の対象年度2年目とする。

(右表を参照)

4. 本格運行開始から休廃止までの流れ

○令和3年度～令和6年度まで4年連続収支率50%未満と仮定した場合

年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
本格運行継続年数	1年目	対象外	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
休廃止までの年数			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目(※1)
本格運行開始から休廃止までの流れ	本格運行開始	特例措置(本格運行継続条件対象外)	収支率50%未満と仮定	地域と現状を共有し、地域ができる対策を検討、実施	収支改善に向けた施策を検討	改善運行	地域公共交通会議を経て休廃止

(※1)：休廃止自体は令和6年度だが令和6年度の最終実績が分かるのは令和7年5月頃なのでそれ以降に種々の手続きをして令和7年中頃に休廃止の予定。



本格運行を継続するために、運行経費を削減し収支改善に向けた施策を、地域とともに検討した後、実施し令和6年度までに収支率50%を達成できるように取り組む。
⇒4年間で収支率50%を達成できないと休廃止となる。

5. 令和3年度以降の特例措置の可能性について

令和3年度以降もコロナ禍の影響が著しい場合は、特例の対象とすることを検討する。

6. 特例の対象となる判断基準

令和3年度以降も緊急事態宣言が長期間となり、外出の制限や人流の抑制等があった場合とする。